

10 障害者の地域生活を支えるしくみづくり (保健福祉部)

<ねらい>

障害者自立支援法の制定など、障害福祉の施策環境が大きく変化し、「施設・病院から地域へ」という障害福祉施策の潮流は、一層明確になりました。障害者一人ひとりの豊かな地域生活をめざして、障害者が地域の中で、ライフステージに応じた様々なサービスを選択し、その人らしくくらすように、「すまい」、「いきがい」、「ささえあい」の視点から、地域生活を支えるしくみづくりに取り組みます。

<めざすすがた>

障害者が地域の中で自立し、社会参加していくことを促進するための支援体制が整い、住み慣れた地域で安心してくらすことができる神奈川らしい地域社会づくりが進められています。施設入所者や退院可能な精神障害者などが地域でくらすようになり、障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、社会参加が促進され、支援を受けながら就労へ向けて作業や訓練などを行う人が増えています。また、総合的な相談支援のネットワークが整備されています。

<数値目標>

目標① グループホームなどで生活する人 (単年度)

(単位：人)

実績(2005)	現状(2006)見込
3,083	3,500

2007	2008	2009	2010
4,000	4,600	5,000	5,500

(障害福祉課調べ)

※ 県のグループホーム・ケアホームの支給者数

目標② ホームヘルプサービスの支給時間数 (単年度)

(単位：時間/1か月あたり)

実績(2005)	現状(2006)見込
180,260	212,300

2007	2008	2009	2010
241,600	273,900	306,000	338,000

(障害福祉課調べ)

※ ここでのホームヘルプサービスは、居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援の訪問系サービスを対象としています。

目標③ 支援を受けながら、就労に向けて作業や訓練などを行う人 (単年度)

(単位：人日)

実績(2005)	現状(2006)見込
	17,000

2007	2008	2009	2010
61,500	111,100	128,000	144,000

(障害福祉課調べ)

※ 単位の人日とは、「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」です。

<取り組む事業>

身体・知的・精神の三障害の障害特性に加え、一人ひとりの「生きにくさ、暮らしにくさ」に着目しながら、地域生活における自立や社会参加を支援していくため、グループホーム・ケアホームの設置促進、県が行う障害者地域生活支援事業の推進、多様な就労の場の確保や地域生活の拠点づくりの支援、重層的な相談支援体制の整備など、障害者の地域生活移行を一層進めるための施策に取り組みます。

あわせて、障害者が地域で安心して生活できるよう、リハビリテーションに係る拠点施設として、リハビリテーションセンターを整備すると同時に、地域連携システムの構築とリハビリテーション人材の養成に取り組みます。

	構成事業	取組内容 (実施主体)	現 状 (2006 見込)	年度別計画			
				2007	2008	2009	2010
1	地域生活を支える福祉サービスの充実・発展 障害者自立支援法に基づいた障害福祉サービスの充実に努めるとともに、障害のある人が日常生活において直面している「生きにくさ、暮らしにくさ」に着目し、「すまい」の視点からグループホーム・ケアホームの整備促進などの施策に取り組みます。	民間障害福祉施設の機能転換の推進 (県、市町村)	—	地域生活サポート事業 創設・実施	実施	実施	実施
		精神障害者退院促進支援 (県)	事業実施 箇所数 箇所 3	箇所 3	箇所 3	箇所 2	箇所 1
		障害児への高度で専門的な支援体制の整備(再掲)(県)	—	検討	基本設計	実施設計	着工
		障害者自立支援法への円滑な移行に関する評価 (県、市町村)	—	評価の しくみ づくり	評価 実施	評価 実施	評価 実施
2	就労・社会参加の促進 障害者の就労・社会参加を推進するために、「いきがい」の視点から福祉的就労 ^注 の場の設置促進、障害者の多様なニーズに対応する地域生活の拠点づくりの支援など(障害者地域作業所が担ってきた役割や機能の維持等)に取り組みます。(※)	障害者福祉的就労協力事業所への支援 (民間)	福祉的就労協力事業所の利用人数 147人	165人	173人	179人	187人
		障害者地域作業所の法定内移行支援等 (県、市町村)	—	地域活動支援センター事業 創設・実施	実施	実施	実施
3	相談支援体制の充実 「ささえあい」の視点から、障害者や介護者からの保健、医療、福祉、就労、教育など多岐にわたる相談に的確に応じる支援体制を充実します。	重層的な相談支援体制の充実(県)	神奈川県障害者自立支援協議会の設置 圏域自立支援協議会の設置	圏域自立支援協議会への支援など ネットワークの形成や市町村との連携など	圏域自立支援協議会への支援など ネットワークの形成や市町村との連携など	圏域自立支援協議会への支援など ネットワークの形成や市町村との連携など	圏域自立支援協議会への支援など ネットワークの形成や市町村との連携など
		専門性の高い相談支援 (県)	支援拠点数 1箇所 支援拠点数 1箇所	1箇所 1箇所	1箇所 1箇所	1箇所 1箇所	1箇所 1箇所
		相談支援従事者養成研修等の実施	人 283 (1,320)	人 280 (1,600)	人 280 (1,880)	人 280 (2,160)	人 280 (2,440)
		相談支援従事者現任研修の実施 (再掲)(県)	人 107 (332)	人 120 (452)	人 120 (572)	人 120 (692)	人 120 (812)
4	リハビリテーション推進体制の整備 障害者が地域で安心して生活できるよう、拠点施設を整備するとともに、地域連携システムの構築とリハビリテーション人材の育成を図ります。	神奈川県総合リハビリテーションセンターの再整備 (県)	外部有識者によるあり方の検討	機能及び規模の整理	前年度の整理を踏まえた具体的内容の検討	整備手法の検討	整備手法の検討を踏まえた取組み
		リハビリテーション人材の育成 (県、民間)	—	県内部の調整	関係団体等との調整	関係団体等との調整	人材教育検討会議の実施
		地域連携システムの構築 (県、市町村、民間)	—	県内部の調整	市町村等との調整	市町村等との調整	地域連携システム構築に向けた検討会の実施

注 一般就労が困難な障害者が、福祉的配慮の下に工賃等を得て働くこと。

※ 障害者の一般就労への移行を促進していくためには、福祉施策だけではなく、労働施策と連携した施策が必要となることから、県・市町村の障害保健福祉担当部局だけではなく、労働担当部局や教育委員会、神奈川労働局などの関係機関と連携して取組みを進めます。